

(参考) 被災地復興のための森林・林業再生対策
【復旧・復興対策（復興庁計上）13,960百万円の内数】

対策のポイント

公的主体による適正な森林整備の実施を図るとともに、放射性物質の影響緩和対策、地域林産物の流通対策を講じます。

<背景/課題>

- ・福島第一原子力発電所の事故により放散された放射性物質の影響がある区域では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安等から、森林整備が停滞するおそれがあり、森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっています。
- ・森林は、水源や山菜、きのこの採取など地域住民の生活と密接に関係しており、適切な森林整備とともに放射性物質の低減対策等が求められています。

政策目標

森林・林業の再生を通じた被災地復興を推進

<主な内容>

1. 公的主体による森林整備（公共） 8,097百万円の内数

被災地における森林の公益的機能の維持、森林・林業の再生を図るため、放射性物質の影響等により整備が進み難い人工林等において、公的主体による緊急的な間伐、路網整備等の森林施業を推進します。

補助率：3/10、定額
事業実施主体：都道府県、市町村、(独)森林総合研究所、国等

2. 放射性物質対処型森林・林業復興支援事業 [新規] 3,205百万円

- ①被災地森林の放射線量等の概況調査、作業計画の検討を行うための整備対象森林の調査、所有者への説明・同意取り付け等を実施します。
- ②放射性物質への影響への対処及びバイオマス利用のため、伐採に伴い発生する樹木の枝葉等の分別・破碎・梱包・運搬・保管等を実施します。
- ③伐採に伴い発生する製材用途に適さない幹や枝葉等の除去物質のバイオマス利用を図るため、バグフィルタ、焼却灰保管施設を整備します。

補助率：定額、請負
事業実施主体：①都道府県、市町村等
②都道府県、市町村、(独)森林総合研究所、国等
③都道府県、市町村、民間団体

3. 復興に向けた木の暮らし創出支援事業 [新規] 290百万円

風評被害を防止し、木材の販路の確保や復興資材への活用を促進するため、地域材を利用した住宅の普及、一般消費者等に対する木材利用に関するシンポジウムの開催や広報活動等を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 放射性物質被害林産物処理支援事業 [新規] 2, 368百万円

地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、樹皮の圧縮機の設置、一時保管費用、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303 (直))
2①、②の事業	林野庁研究・保全課	(03-6744-9530 (直))
2③の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))
3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2295 (直))
4の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2292 (直))